

(第1条関係)寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(所得の制限)	(所得の制限)
第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者とし ない。	第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者とし ない。
(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が次に掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。	(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が次に掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
ア ひとり親等の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)	ア ひとり親等の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)
イ ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したひとり親等の扶養親族でない児童	イ ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したひとり親等の扶養親族でない児童
(2) (略)	(2) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
～ 略 ～	～ 略 ～

(第2条関係)寒川町小児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(対象者)	(対象者)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)で当該小児を養育している者の当該所得があつた年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。	3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)で当該小児を養育している者の当該所得があつた年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。

(1)・(2) (略) ～略～	(1)・(2) (略) ～略～
--------------------	--------------------

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>第1条の規定による改正後の寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条第1項の規定は、同項各号に定める所得が平成30年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める所得が平成29年以前の所得である場合については、なお従前の例による。</u> 3 <u>第2条の規定による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例第3条第3項の規定は、同項各号に定める所得が平成30年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める所得が平成29年以前の所得である場合については、なお従前の例による。</u>